**指定(許可)の有効期間満了に係る指定(許可)の更新について**

　「介護保険法」に基づく指定又は許可(以下「指定等」という。)を受けた事業者等が、６年間の指定等有効期間満了後に引き続き指定等を受けようとする場合、指定等更新が必要です。

　つきましては、指定等更新対象となる事業所は、次のとおり申請を行うようお願いします。

１　受付期間等

　　相模原市では、原則として指定等有効期間満了日が属する月の前々月から前月１日までを、指定等更新の受付期間とします。ただし、４月１日指定等に関しては他の月に比較し対象数が非常に多いため、指定等更新の受付期間を変更する場合があります。

引き続き指定等を受けようとする場合、受付期間内に申請書類を原則**郵送**で提出してください。

２　指定等更新に関する質問等

不明な点などがあった際には、まずは同フォルダ内の「よくある質問」をご覧ください。

３　その他

　　「指定等更新申請に当たっての留意事項」を必ず確認してください。

　　指定等更新を受けない場合、有効期間満了によってその効力を失います。指定等更新を行う予定がない場合、速やかに「指定更新が不要である旨の届出書」又は「許可更新申請取下書」を提出してください。

【申請書類・変更届等に関する掲載場所】

　相模原市ホームページ

トップページ > 申請書ダウンロード > 介護保険 > 介護サービス事業者に係る申請書・届出書等

【申請書類の提出先】

〒252-5277　相模原市中央区中央2-11-15

相模原市　健康福祉局　地域包括ケア推進部　福祉基盤課　宛

※郵送の際は、封筒に「（指定更新するサービス名）指定更新申請書類　在中」と記載してください。

指定等更新申請に当たっての留意事項

**〇申請書類に係る留意事項について**

１　申請書類は、「指定等更新申請書類チェックシート」にて必ず確認を済ませてから提出してください。

２　申請書類一式の写しを保管してください。原則として受付けた書類は返却しません。

３　申請書類の差し替えや追加が発生する場合があります。なるべくお早めにご提出ください。

４　申請書類について、当課から受理証明や写しを返送する等の対応はいたしかねます。受付確認が必

５　同一の事業所番号で複数のサービスの指定等を受けている場合、指定等有効期間が異なっていても同時に更新申請が可能です（例：居宅介護支援の更新申請に合わせて訪問介護の更新申請を行う等）。

**〇指定等更新申請で判明した変更等について**

１　指定等を受けた内容に変更があったにもかかわらず変更届を提出していない場合は、「変更届一覧

表」確認の上、速やかに提出してください。

２　加算を取得していないにもかかわらず、申請している加算届については、取り下げをするようにしてください。

**〇指定書等について**

１　受付期間内に受理した書類について、基準を満たすことが確認できた事業所へ指定等有効期間満了日が属する月の下旬に指定書等を送付します。

２　指定書が届きましたら、事業所内の見やすい場所に掲示するようにしてください。

**〇事業所を休止している場合**

事業を休止中のまま指定等の更新を受けることはできません。休止中の事業所にあっては、次の対応をお願いします。

・事業を再開する場合：指定等更新申請と共に「介護サービス事業者再開届」を提出する。

・事業を有効期間満了前に廃止する場合：「介護サービス事業者廃止届」を提出する。

・事業を有効期間満了に伴い廃止する場合：「指定更新が不要である旨の届出書」又は「許可更新申請取下書」を提出する。